

大阪市北区こどもサポート推進員会計年度任用職員要綱

（目的）

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市北区こどもサポート推進員会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（任用）

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

（1）筆記試験

（2）面接

（再度の任用）

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の状況、勤務実績等を勘案して判断するものとする。

（勤務時間等）

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

（1）勤務日数は本市が指定する週4日とする。

（2）勤務時間は本市が指定する次のいずれかのうち7時間30分とする。

ア 午前9時から午後5時15分まで

イ 午前9時15分から午後5時30分まで

（3）休憩時間は45分とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。